

島根県新型コロナウイルス対応経営革新支援事業補助金実施要領

(通則)

第1条 島根県新型コロナウイルス対応経営革新支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、島根県新型コロナウイルス対応経営革新支援事業補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあつては、この実施要領に定めるところによる。

(事業の申請)

第2条 事業の申請をしようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、事業計画申請書（様式第1号）を要綱第3条第7号に規定する補助事業者を経由して、県が別に定める期日までに、県に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の事業計画申請書（様式第1号）に事前調査票（様式第2号）を添えて、県に提出しなければならない。

3 申請事業者は、第1項の事業計画と同じ内容を含む事業について、同時期に公募されている事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等（以下「国事業」という。）を申請することができる。ただし、国事業の採択を受けたときは、この補助事業を取り下げなければならない。

(事業の選定)

第3条 県は、前条の規定による申請があつた場合には、別に定める審査要領第5条の規定による審査を実施しなければならない。

2 前項の審査は、別表1の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業の選定に当たり、採択の条件があるときは、当該条件を付し、又は補助申請額を減額して採択することができるものとする。

(選定結果の通知)

第4条 県は、前条の選定の結果について、速やかに選定結果通知書（様式第3号）を事業者に通知しなければならない。

(効果報告)

第5条 事業者は、事業が完了した会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第4号）を補助事業者を経由して、県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和3年8月4日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

審査基準

審査基準
<ul style="list-style-type: none">・ 自業者自身の経営状況の分析の妥当性・ ターゲット・狙いの適切性・ 事業計画の熟度・ 事業の透明性・適切性・ 事業者への支援体制・ 事業者の熱意